請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	請求があつた当時、当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	
当該被保険者期間の	当該	第二項
附則第八条の規定による老齢厚生年金（	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金（	
その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	
老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について	
第四十四条第一項中	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「規定する一の期間」とあるのは「規定する一の期間（以下この項及び第三項において「一の期間」という。）」と、	
当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当時、当該	
により当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	
附則第八条の規定による老齢厚生年金の	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の	
当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当時当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	
当該被保険者期間の	当該	第三項
附則第八条の規定による老齢厚生年金（	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金（	
その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	
老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について	
第四十四条第一項中	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「規定する一の期間」とあるのは「規定する一の期間（以下この項及び第三項において「一の期間」という。）」と、	

取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	取得した当時、当該	
により当該	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	
附則第八条の規定による老齢厚生年金に	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金に	
経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	経過した当時、当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	
当該被保険者期間の	当該	第二項

2　前項の規定により読み替えられた法附則第十六条の規定を適用する場合において、同条に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金のいずれかが法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金であるときには、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、その受給権者が六十五歳に達する日の前日までの間、法附則第十六条に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

（拠出金の額の算定に関する特例に係る技術的読替え）

第八条の八　法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた法第八十四条の六の規定を適用する場合における第四条の二の十一及び第四条の二の十三の規定の適用については、第四条の二の十一第一項中「拠出金算定対象額（」とあるのは「拠出金算定対象額（法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた」と、「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、当該年度における拠出金算定対象額の見込額に当該年度における支出費按分率（同項に規定する支出費按分率をいう。以下同じ。）の見込値（以下「概算支出費按分率」という。）を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項中「及び概算積立金按分率」とあるのは「、概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、第四条の二の十三第一項中「合算した額に、」とあるのは「合算した額に」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該合算した額に組合の支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項第二号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第三項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2　前項の規定により読み替えられた第四条の二の十三第一項に規定する組合の支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一　地方公務員共済組合ごとに、当該地方公務員共済組合に係る当該年度における法第八十四条の三に規定する厚生年金保険給付費等として算定した額に当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を加えて得た額を、当該年度における地方公務員共済組合の厚生年金保険給付費等として算定した額の総額と当該年度において地方公務員共済組合連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分を合算した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二　百分の五十

第八条の九から第八条の十四までを削る。